

しながわSDGs 共創推進プラットフォーム専門部会（環境）設置要綱

制定	平成15年8月25日	区長決定	要綱第 77号
改正	平成17年8月 9日	区長決定	要綱第 74号
改正	平成19年3月 2日	区長決定	要綱第 19号
改正	平成21年4月 1日	区長決定	要綱第144号
改正	平成27年3月11日	部長決定	要綱第264号
改正	令和 6年4月 1日	区長決定	要綱第301号
改正	令和 7年7月 1日	区長決定	要綱第202号

（設置）

第1条 しながわSDGs 共創推進プラットフォーム設置要綱（令和6年品川区要綱第281号）第6条に基づき、SDGsの達成に向けた環境分野の課題解決に係る意見交換等を行うため、しながわSDGs 共創推進プラットフォーム専門部会（環境）（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- （1）環境保全への取り組みに関すること。
- （2）地域、事業者、学校等の環境活動の推進に関すること。
- （3）環境情報の収集や環境学習の推進に関すること。
- （4）区民等への環境情報の提供や、相互交流、連絡調整に関すること。
- （5）その他、環境保全に関すること。

（委員）

第3条 会議は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員30人以内で組織する。

- （1）区長が指定する者
- （2）区内の関係団体が推薦する者
- （3）区内の事業所が推薦する者
- （4）区内の学校が推薦する者

（任期）

第4条 委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、後任者を置くことができる。この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長等）

第5条 会議には座長および副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 副座長は、委員の中から座長が指名する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

（報償等）

第6条 委員の活動に対しては、報償等を支払うことができる。報償の額は、別に定める。

（区の責務）

第7条 区は、会議の運営上必要な物またはその活動に対して、積極的な支援を行う。

2 区は、会議からの提言、要望のあった事項について、積極的に関係者と調整を図りながら、具体的な環境施策に反映させるように努めなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、都市環境部環境課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、この会議で別に定める。

付則

この要綱は平成15年8月25日から施行する。

付則

この要綱は平成17年8月9日から改正する。

付則

この要綱は平成19年3月2日から改正する。

付則

この要綱は平成21年4月1日から改正する。

付則

この要綱は平成27年4月1日から改正する。

付則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。

付則

この要綱は令和7年7月1日から適用する。